

毎週火、金曜日発行(但休日相当日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

(翌日)

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部改正
- ◇告示 肥料の検査結果の公表
- ◇教委訓令 鳥取県立学校職員勤務成績の評定に関する規程の一部改正
- ◇教委告示 昭和三十五年九月鳥取県教育委員会告示第二十六号の一部改正
- 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

鳥取県訓令第五号

訓令

本庁内部部局
甲類附属機関
地方機関
陸運事務所

鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第七条第一項中「各課庶務係長」を「各課課長補佐(課長補佐が二人以上の課にあつては、そのうちからあらかじめ課長が指定した者)」に改める。

別表一中「企画広報課」を「企画課」に、「農政改良課 農政」を「農政企画課 農政」を「農政企画課 農政」を「農政企画課 農政」を「農政企画課 農政」に、「観光課 観光」を「観光課 観光」に改める。

附 則

県庁舎建設管理事務所 建設

この訓令は、昭和三十六年四月十日から適用する。

告示

鳥取県告示第三百五十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十六年三月に実施した次の肥料の検査結果を同条第五項の規定により公表する。

昭和三十六年六月十六日

鳥取県知事

石

破

二

朗

肥料の種類

保証添付者

検査点数

うち不合格点数

過りん酸石灰

帝國化工株式会社

一

〇

苦土過りん酸

株式会社多木製肥所

一

〇

塩化加里

川上貿易株式会社

一

〇

第一種複合肥料

日東硫曹株式会社

一

〇

窒磷加肥料工業株式会社

四

〇

鳥取県中央農業協同組合連合会

一

〇

中北条農業協同組合

九

〇

下北条農業協同組合

一

〇

大豆油かす粉末	以西農業協同組合
ひまし油かす粉末	熊沢製油株式会社
	伊藤製油株式会社

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

各県立高等学校
各県立盲・ろう学校

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程（昭和三十三年五月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年六月十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

第八条の表口の項被評定者の欄中「実習助手」の下に「寮母」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

昭和三十五年九月鳥取県教育委員会告示第二十六号（鳥取県市町村立学校職員及び鳥取県立学校職員の勤務成績評定書並びに勤務評定報告書）の一部を次のように改正し、昭和三十六年六月十六日から施行する。

昭和三十六年六月十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一の2中「第1表7まで」を「第1表の8まで」に改める。

三の2を次のように改める。

2 鳥取県立学校職員

職名	勤務評定書
校長	第1表の1
教頭 主事 通信教育主事	第1表の2
教諭 助教諭 講師	第1表の3
養護教諭 養護助教諭	第1表の4
事務長 事務職員 事務嘱託 事務補助員	第1表の5
技術職員 実習助手 実習補助員	第1表の6
寮母	第1表の7
用務員 労務補助員	第1表の8

第1表の5の表中
 「(事務職員)」
 を
 「(事務長・事務職員・事務嘱託・事務補助員)」
 に改め、第1表

の6の表中
 「(技術職員・実習助手)」
 を
 「(技術職員・実習助手・実習補助員)」
 に改める。

第1表の7を第1表の8とし、同表中
 「(用務員)」
 を
 「(用務員・労務補助員)」

に改め、第1表の6の次に次の表を加える。

勤務評定書 条件時 (秘)

第1表の7 (寮母)

評定日 昭和 年 月 日 評定期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

通番	所属	氏名	性別	男女
し号	職名	給与	等級	号給
		生年月日	明治大正昭和	年 月 日生
				満 年

A 勤務実績

(1) 職務の状況

評定要素	観 察 内 容	評 定				
		優秀である 特	優良である A	普通である B	やや努力を要する C	努力を要する D
児童・生徒の世話	1 安全で健康的な寮生活の維持に努めている。 2 衣服、食事、起居、入浴等についてよく世話をし、疾病、負傷等の看護を適切に行っている。 3 児童・生徒の物品の管理や出納を正確にしている。 4 家庭や担任教員との連絡をよくとっている。					
児童・生徒の教育	1 日常生活の指導計画を具体的にたて、指導記録を整備しよく活用している。 2 児童・生徒の性格、境遇、希望、悩み等をよく理解して個別指導を適切に行っている。 3 自学自習のよい習慣をつけ、余暇の善用について適切な指導を行っている。 4 非常変災その他緊急の事態の発生に備えて、適切な指導をしている。					
舎務の処理	1 分掌した舎務を積極的に処理している。 2 諸表簿を正確に記録し、書類、資料、物品等の整理整とんを適切に行なっている。 3 規律に従って仕事をし、職務上の秘密を守っている。 4 仕事の連絡、報告を適確に行なっている。					
研修	1 職務上必要な研究を熱心に行なっている。 2 常に教養を高め視野を広めるように努めている。					

(2) 勤務の状況

00054

(1) 勤務態度

評定要素	観 察 内 容	評 定				
		優秀である 特	優良である A	普通である B	やや努力を要する C	努力を要する D
誠実に勤務にあたっている	1 時間をよく守り、常にまじめに勤務にあたっている。 2 言行が一致して、率先実行している。 3 規律を守り、熱意をもつて勤務にあたっている。					
責任をもつて勤務にあたっている	1 仕事は積極的、能率的であり、成果は期待にこたえている。 2 義務の履行、約束の実行を確実にこなしている。 3 困難に際して責任回避や、失敗に対して責任転嫁しない。					
協力して勤務にあたっている	1 職員と積極的に協力している。 2 利己的、打算的なところはない。 3 相手の立場も理解して勤務にあたっている。					
公正な態度で勤務にあたっている	1 判断にかたよりなく正しいことを言い、また行なうのに勇気がある。 2 児童・生徒の取扱いにかたよりにないよう努めている。 3 公私の区別を十分わきまえて勤務にあたっている。					

(2) 出勤状況

(1) 病気休暇	日	(2) 欠勤	日	(3) 遅刻	(4) 早退
----------	---	--------	---	--------	--------

B 総 評

評 定	評 定 者					調 整 者				
	優秀である 特	優良である A	普通である B	やや努力を要する C	努力を要する D	優秀である 特	優良である A	普通である B	やや努力を要する C	努力を要する D
所見										

C 適性・性格

(1) 適性

(2) 性格

特にすぐれている点	
-----------	--

D 特記事項

--

昭和 年 月 日	評定者職名	昭和 年 月 日	調整者職名
----------	-------	----------	-------

京田宗日

鳥取県教育委員会告示第三十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年六月十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

- 一 日時 昭和三十六年六月十九日 午後一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議題 1 教育職員免許状授与規則の一部改正規則について
2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年六月十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の本籍住所及び氏名

本籍 長野県諏訪市中洲四、二一六

元住所 東伯郡三朝町三朝三〇九の七

河田清子

二 聴聞の期日

昭和三十六年六月二十三日午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市西町 鳥取県警察本部